

議案第76号

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市旅費支給条例の一部を改正する条例

川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第15条の3の次に次の1条を加える。

第15条の4 震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により、職員（川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、徒歩のみにより通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）が常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行したときは、旅費を支給することができる。

別表車賃の欄中「実費」の次に「又は1キロメートルにつき37円」を加え、同表第1項中「川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）」を「給与条例」に改め、同表第8項を次のように改める。

8 車賃は、乗合旅客自動車、乗用旅客自動車又は軌道による旅行の場合は

実費とし、自家用の自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自家用自動車等」という。）による旅行の場合は路程に応じ1キロメートル当たりの定額とする。

別表第10項ただし書中「宿泊」を「、宿泊し、又は自家用自動車等により旅行」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

震災、風水害その他の非常災害を原因とするやむを得ない事由により常例としている通勤の経路又は方法と異なる経路又は方法で旅行した職員に旅費を支給することができることとすること等のため、この条例を制定するものである。